

資料 1

令和元年度第1回高知県中央東地区健康づくり推進協議会

日時：令和元年11月27日（水）18：30～20：30

場所：高知県中央東福祉保健所 新館2階第1会議室

- 1 開 会
- 2 役員改選
- 3 議 事
 - 1 報告事項 第3期中央東行動計画の令和元年度の取組状況について
 - (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防対策
 - (2) 働き盛り世代の健康を支えるための社会環境の整備
 - (3) 歯と口の健康づくり
 - 2 協議事項
 - (1) たばこ対策について（禁煙支援、未成年者の喫煙防止）
 - (2) 改正健康増進法について
 - 3 その他

令和元年度中央東地区健康づくり推進協議会 第1回たばこ部会

日時：令和2年1月21日（火）14：30～16：00

場所：高知県中央東福祉保健所 新館2階 第1会議室

- 1 健康増進法改正について
- 2 高知県禁煙・分煙実態調査について
- 3 中央東福祉保健所管内受動喫煙防止対策実施状況調査について
- 4 その他

現状と課題

- ＜受動喫煙対策＞
 - ・「健康増進法の一部を改正する法律」交付(H30.7)
 - ・市町村本庁舎の敷地内禁煙:17.6%。全ての庁舎が敷地内禁煙:土佐町・大川村(H29)
 - ・子どもの前でたばこを吸う割合 男性2.8%、女性6.3%(H27南国市の4ヶ月の児の保護者)
- ＜禁煙＞
 - ・喫煙率 男性:減少傾向、女性:横ばい。男女とも40-50歳代の喫煙率が最も高い
 - ・禁煙外来受診者が減少している
- ※喫煙率(H25→H29国保特定健診):男性23.5%→19.3%、女性4.0%→4.3%
- 年代別(H29国保特定健診):男性(40-49歳29.9%、50-59歳34.8%)、女性(40-49歳10.8%、50-59歳11.2%)

令和元年度取組方針

- 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策の強化
 - ・対象施設に応じた法・政省令等詳細を周知し、法に基づく受動喫煙防止対策の早期実施を勧奨
 - ・施設の実態を把握し、法を遵守した措置を講ずるよう徹底
 - ・家庭での受動喫煙防止や喫煙者の配慮義務について啓発
- 禁煙支援・防煙啓発キーパーソンの活動支援
 - ・中央東地区禁煙サポーターズ(すわん隊)のフォローアップ講習会開催
 - ・健康づくり団体・医療機関・市町村に対し、法改正とあわせて加熱式たばこなどの情報提供や啓発媒体を提供

R元年度の取組状況と成果 (D)

- 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策強化
 - ①法・政省令等制度の周知
 - ＜第1種施設＞
 - ・医療機関の各種会議(歯科医師会、薬剤師会、医療機関事務長会)
 - ・行政(三市と嶺北の各衛生職員協議会)
 - ＜第2種施設＞
 - ・飲食店等(食品営業許可証交付講習会1~3回/月)
 - ・理容所(理容組合衛生講習)
 - ・食品衛生協会(総会、指導員研修会での啓発)
 - ・職場の健康づくり応援研修会の際に、相談会開催
 - ＜健康づくり団体＞
 - ・婦人会、食生活改善推進協議会、香美市婦人会、香美市健康づくり推進委員会の総会・研修会(4~5月)
- ②施設の実態把握
 - ・市町村庁舎:嶺北4町村は本庁、支所、保健センターとも敷地内完全禁煙(本山と大豊は喫煙場所有から完全禁煙)。
 - ・三市は特定屋外喫煙場所を設置予定(6/20)
 - ・第一種施設の周知を兼ねた実態調査を7月末を目処に実施。
- 禁煙支援・防煙啓発キーパーソンの活動支援
 - ・改正法の主旨と施設区分別の措置についてチラシにまとめ、市町村や健康づくり団体が啓発に使用できるよう提供

取組によって見えてきた課題 (C)

- 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策強化
 - ①法・政省令等制度の周知
 - ＜第1種施設＞
 - ・市町村保健部門と庁舎管理部門が分かれており、周知・取組の徹底が困難
 - ＜第2種施設＞
 - ・法改正について、講習等に参加していない者(講習の対象でない者含)への周知
 - ・今後新規開業する飲食店に向けた法の周知方法の検討及び調整
 - ②施設の実態把握
 - ・市町村庁舎及び保健センター以外の第一種施設の実態把握(医療機関、児童福祉施設等)
- 禁煙支援・防煙啓発キーパーソンの活動支援
 - ・受動喫煙防止と併せて禁煙支援(禁煙外来へのつなぎ)を行うことが必要
 - ・とさ禁煙サポーターズの活動状況や活動への必要な支援についての把握が必要

DとCを踏まえたR2年度の取組方針 (A)

- 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策強化
 - ＜第1種施設＞
 - ・R1年度実施の「受動喫煙防止に関するアンケート」の結果の活用(調査結果を関係機関と共有し、会員向け周知や研修会等で活用)
 - ・法の趣旨に基づき敷地内禁煙が実施されるよう、取組状況の把握及びはたらきかけを継続
 - ＜第2種施設＞
 - ・商工会等を通じて各事業所への直接周知の方法について検討・協力体制の構築・周知の実施
 - ・新規開業飲食店への法の周知について、関係機関・行政機関関係部署からの周知方法の検討
 - ・ひろく住民に対し、法改正の周知や禁煙の啓発(広報紙に積極的に記事掲載するよう市町村に対しはたらきかけ等)
- 禁煙支援・防煙啓発キーパーソンの活動支援
 - ・健康づくり団体の活動支援
 - ・理事会等での企画
 - ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習会開催
 - ・サポーターズ活動の困り事や必要な支援への対応の検討

高知県中央東福祉保健所管内受動喫煙防止対策実施状況調査 実施要領

1 調査の目的

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、第一種施設（多くの人が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令に定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る））は、原則敷地内禁煙となっている。

この調査は、改正健康増進法に基づき、令和元年7月から第一種施設に義務化された原則敷地内禁煙の実施状況を個別に把握し、中央東福祉保健所が行う行政指導および中央東地区健康づくり推進協議会の構成団体の協力を得て、当該法令の遵守に係る指導徹底を図ることを目的とする。

2 実施主体

高知県中央東福祉保健所、中央東地区健康づくり推進協議会

3 調査対象

健康増進法の一部を改正する法律において第一種施設とされている、高知県中央東福祉保健所管内の施設

4 調査方法

各施設に調査票を送付。返送については、各施設から中央東福祉保健所にFAX送信

5 調査期間

令和2年2～3月

6 調査内容

- (1) 調査回答時点の受動喫煙防止対策
- (2) 敷地内禁煙を実施する意向

受動喫煙防止に関するアンケートへのご協力をお願い

受動喫煙防止対策を進めるにあたり、第一種施設における受動喫煙対策の状況を把握するため、アンケートを実施することになりましたので、ご多用中のところ恐れ入りますがご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、集計結果については、中央東地区健康づくり推進協議会においても活用させていただきます。
※令和2年1月31日現在の状況について、ご回答ください

※ 内容について問い合わせをさせていただく場合がありますのでよろしくお願いします。

貴機関名 () 電話 ()

ご回答者 (職名 氏名)

(回答日 令和2年 月 日)

問1 現在の貴機関の受動喫煙防止対策について

- 敷地内完全禁煙
- 建物内完全禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している。
→ ()カ所
→ 具体的に (場所)
- その他 → 具体的に ()

問2 問1で「2 建物内完全禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している」と回答された場合、以下の要件について「はい」「いいえ」のいずれかに○を入れてください。

- 喫煙場所と喫煙禁止場所が、線を引くなどにより明確に区画されている。
はい 　　いいえ
- 職員や利用者等が、喫煙目的以外で立ち入らない場所に設置している。
はい 　　いいえ
- 喫煙可能な場所であることを記載した標識をわかりやすく掲示している。
はい 　　いいえ

問3 問1で「2 建物内完全禁煙で、特定屋外喫煙場所を設置している」と回答された場合、敷地内完全禁煙にする予定はありますか。ない場合はその理由をご回答ください。

- ある
- ない (理由)